

在外国民の家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正及び家族関係登録簿整理に関する特例法

1 条 (目的) この法律は、在外国民（在外国民）の家族関係登録創設、家族関係登録簿訂正や家族関係登録簿整理の手続に関する特例を規定することを目的とする。

第 2 条 (定義) この法律で使用する用語の意味は次の通り。

1. 「在外国民」とは、大韓民国の国民として、「在外国民登録法」に基づいて登録された者をいう。
2. 「登録」、「登録簿」、「登録簿謄本」とは、それぞれ「在外国民登録法」による登録、在外国民登録簿、在外国民登録簿謄本をいう。
3. 「外国人登録」、「永住権」とは、各居留国（居留國）の外国人登録や居留資格等を規定した法令に基づく登録及び居留資格等をいう。

[全文改正 2010.3.31]

第 3 条 (家族関係登録創設許可、家族関係登録簿訂正許可と家族関係登録簿整理申請等)

①在外国民として登録基準地が無い又は明らかでない人が家族関係登録を創設しようとするときは、次の各号の区分に応じて、登録基準地を定めて住所地を管轄する在外公館の長に家族関係登録創設許可申請書を提出する。

ただし、申請者の利便性に応じて、申請者が定めた登録基準地を管轄する家庭法院（家庭裁判所）又は市・区・邑・面の長に就籍許可申請書を直接提出することができる。

- 1.登録簿の登録基準地、軍事境界線以南（以南）地域であるとき：その登録基準地
- 2.登録簿の登録基準地軍事分界線以北（以北）地域のとき：軍事境界線以南の地域に定めた登録基準地

②登録基準地を有する者の家族関係登録簿の記録を訂正したり、整理するときは、利害関係人が次の各号の区分に応じた書類を住所地を管轄する在外公館の長に提出する。

ただし、申請者の利便性に応じて、本人の登録基準地を管轄する家庭法院（家庭裁判所）又は市・区・邑・面の長（在外国民家族関係登録事務所の家族関係登録官を含む）には、次の各号の区分による書類を直接提出することができる。 <改正 2015.2.3。>

- 1.家族関係登録簿の記録に誤りや遺漏があつて訂正したい場合は：

家族関係登録簿訂正許可申請書

2. 「**家族関係の登録等に関する法律**」に基づく届出と申請に関する事項のうち、**出生・認知（認知）・養子縁組・婚姻・死亡**などにより登録されるべきや閉鎖されるべき人が家族関係登録簿で整理されていない場合：

家族関係登録簿整理申請書

- ③第 2 項の規定により**家族関係登録簿整理申請**をするときは、申請書に登録されべき又は閉鎖されるべき人の身分に関する事項と整理すべき旨を記載し、申請人が署名しなければならない。

[全文改正 2010.3.31]

第4条（添付書類） ①**家族関係登録創設許可申請書**には、次の各号の書類を添付しなければならない。 <改正 2010.3.31。>

1.身分表

2.登録簿謄本

3.居留国の永住権のコピー（永住者のみである）、または外国人登録簿謄本

②削除 <2005.3.31。>

③**家族関係登録簿訂正許可申請書と家族関係登録簿整理申請書**には、次の各号の書類を添付しなければならない。 <改正 2010.3.31。>

1.登録簿謄本

2.居留国の永住権のコピー（永住者のみである）、または外国人登録簿謄本

3.理由書（家族関係登録簿訂正許可申請の場合のみ該当する）

[タイトル改正 2010.3.31。]

第5条（申請書の処理） ①家族関係登録創設許可申請書や家族関係登録簿訂正許可申請書を受理した在外公館の長は、遅滞なく、外交部長官を経て、本人が家族関係登録を創設しようとした登録基準地または訂正する家族関係登録簿の登録基準地を管轄する家庭法院（家庭裁判所）に申請書を送付しなければならない。ただし、在外公館の長家族関係登録簿の記録に誤りや遺漏があることが確認されたときには調査書を添付して直接在外国民家族関係登録事務所の家族関係登録官に家族関係登録簿訂正許可申請書を送付することができる。 <改正 2013.3.23。2015.2.3。>

②家庭法院（家庭裁判所）が**家族関係登録創設許可申請書や家族関係登録簿訂正許可申請書**を受理したときは、登録基準地管轄市・区・邑・面の長に家族関係登録簿の有無または家族関係登録簿に錯誤の有無の調査を囑託しなければならない。

③第2項の規定による囑託を受けた市・区・邑・面の長は、遅滞なく調査をした後、その結果を通知しなければならない。

④家庭法院（家庭裁判所）が家族関係登録創設の許可または家族関係登録簿訂正の許可をしたときは、家族関係登録創設地または登録基準地管轄市・区・邑・面の長にその謄本を送付しなければならない、不許可のときは、外交部長官と在外公館の長を経て、申請者にその理由書と謄本を送付しなければならない。 <改正 2013.3.23。>

⑤家族関係登録簿整理申請書を受理した在外公館の長は、遅滞なく、外交部長官を経て在外国民家族関係登録事務所の家族関係登録官に申請書を送付しなければならない。 <改正 2013.3.23。2015.2.3。>

⑥第1項ただし書及び第5項の規定による書類の送付は、大法院（最高裁判所）規則で定めるところにより電算情報処理組織を利用して行うことができる。この場合は、その書類原本の保存、その他必要な事項は、大法院（最高裁判所）規則で定める。 <新設 2015.2.3。>

>

[全文改正 2010.3.31]

第6条 **(家族関係登録簿の作成など)** ①市・区・邑・面の長（在外国民家族関係登録事務所の家族関係登録官を含む）は、家庭法院（家庭裁判所）から家族関係登録創設許可または家族関係登録簿訂正許可の謄本を受領したとき、または在外公館の長の調査書が添付された家族関係登録簿訂正許可申請書を受領したときは、遅滞なく、家族関係登録簿を作成したり、訂正して、5日以内に、その家族関係登録簿の証明書を外交部長官と在外公館の長を経て、申請人に送付しなければならない。 <改正 2013.3.23。2015.2.3。>

②市・区・邑・面の長（在外国民家族関係登録事務所の家族関係登録官を含む）が直接または在外公館の長から家族関係登録簿整理申請書を受領した場合に、「家族関係の登録等に関する法律」に基づいて、家族関係登録簿を整理することができるときは、遅滞なく、これを整理して、5日以内に、その家族関係登録簿の証明書を送付するもの申請書を直接受領した場合には、直接申請人に、外交部長官と在外公館の長を経て、受領した場合には、外交部長官と在外公館の長を経て、申請人に送付しなければならない。ただし、家族関係登録簿を整理することができない事由があるときは、直接または外交部長官と在外公館の長を経て、申請者にその理由書と申請書を返送しなければならない。 <改正 2013.3.23。2015.2.3。>

[全文改正 2010.3.31]

第7条 **(費用の負担)** この法律に基づく家族関係登録創設許可、家族関係登録簿訂正許可または家族関係登録簿整理に伴う家族関係登録簿の作成、訂正及び整理とその送達にかかる費用は、国や地方公共団体が負担する。